

2010年11月25日

社会保障審議会 介護保険部会
部会長 山崎泰彦様

吉田昌哉
(日本労働組合総連合会企画局次長)

「介護保険制度の見直しに関する意見（案）」に対する意見

介護サービスや支援を必要とする人が必要なサービス等を安定的に受けることができるよう、介護サービスの利用者、担い手である労働者、介護保険の被保険者の立場から、「介護保険制度の見直しに関する意見（案）」に関し、以下の三点について意見を提出する。

1. 軽度者への安定的なサービス供給を

要支援者及び軽度の要介護者に対するサービスについては、重度化の防止などの重要な役割を果たしている。そのため、こうしたサービスの切り下げや負担の引き上げは、支援やサービスを利用して暮らしている要支援者や軽度の要介護者の生活に支障を来しかねない。要支援者や要介護者にとって、介護保険を代替するサービス供給体制が保障されない以上、軽度者へのサービスの切り下げや負担の引き上げを行うべきでない。

2. 介護労働者の継続的な処遇改善を

「素案」及び前回部会の議論では、2012年度以降の処遇改善のための具体的な方法は何ら明確になっていない。前回会議で指摘したとおり、処遇改善に係る措置が後退するようなことがあれば、一層の担い手不足を招き、介護保険制度に対する国民の信頼を失わせ、制度の存続自体に影響を及ぼす事態が懸念される。

介護報酬改定で対応すべきとの意見が出されているが、仮に介護保険制度に組み込み介護報酬改定で対応した場合、介護労働者の賃金に配分される担保はない。介護労働者の処遇の低下が想定される状況について、容認することはできない。

新成長戦略（2010年6月18日、閣議決定）において、介護関連産業は成長牽引産業として産業育成と雇用創出の重点対象分野とされている。さらに、「介護・看護人材の確保と活用について」の総理指示（2010年9月26日）も出されている。介護分野の人材確保と雇用創出を進めるためには、介護労働者の継続的な処遇改善

は不可欠である。

3. 皆が負担し合い財源の確保を

前回会議で指摘したように、今般の法改正では、介護サービスや支援を要する高齢者が必要なサービス等を受け、尊厳ある暮らしを続けられるよう、公費、保険料、自己負担、給付のあり方を含め、必要な財源を確保していくことが必要である。

国費の削減、国費の財源確保を目的とした、被用者保険の介護納付金の算定への総報酬割導入の提案は、適当でない。

介護保険制度における財源確保と負担のあり方については、制度の普遍化の議論として、あらためて検討の場を設けるべきである。その際、負担のあり方を含めた検討を行うべきである。

4. 介護の社会化の推進に向けて

「素案」では給付の見直しが何点か示唆されているが、社会連帯に基づき社会保険と契約関係によるサービス利用者の権利性の確保、個別性の尊重、介護の社会化などの介護保険制度の基本理念に反しないよう留意する必要がある。

なお、具体的な給付や自己負担の見直しについては、事務コスト等間接経費や現場の事務負担、実務を行う上での公平性と現実性などに留意すべきである。

以上